

所定疾患施設療養費算定状況の公表について

介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、以下に記載される疾患を発症した場合、施設内における医療的対応について、以下の算定要件を満たした場合に評価されることとなっています。
厚生労働省の規定に基づき、今年度の当施設における所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

算定要件

1. 所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態になった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が適切に行われた場合に算定する。
(I)算定時は、1回に連続する7日を限度とし月に1回限り。
(II)算定時は、1回に連続する10日を限度とし月に1回限り。また、検査等を行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
2. 所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定できないこと。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりである。
イ) 肺炎 ロ) 尿路感染症 ハ) 带状疱疹 ニ) 蜂窩織炎 ホ) 慢性心不全の増悪
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
5. 算定するにあたっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
6. 請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載する。
7. 算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

対象となる疾患	主な治療内容（投薬、検査、注射、処置等）
肺炎	血液検査、胸写、抗生剤の点滴注射・投薬
尿路感染症	尿検査、血液検査、抗生剤の点滴注射・投薬
带状疱疹	抗ウイルス剤の点滴注射・投薬、軟膏塗布等の処置
蜂窩織炎	血液検査、抗生剤の投薬
慢性心不全の増悪	利尿剤の調整、酸素吸入等の処置

《2025 年度 算定状況》

		肺炎	尿路感染症	带状疱疹	蜂窩織炎	慢性心不全の増悪	計
4月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
5月	人数	0	0	1	0	0	1
	日数	0	0	7	0	0	7
6月	人数	0	0	1	0	0	1
	日数	0	0	7	0	0	7
7月	人数	0	2	0	0	0	2
	日数	0	12	0	0	0	12
8月	人数	0	2	0	0	0	2
	日数	0	11	0	0	0	11
9月	人数	0	0	0	0	1	1
	日数	0	0	0	0	2	2
10月	人数	0	1	0	0	0	1
	日数	0	7	0	0	0	7
11月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
12月	人数	0	0	0	1	0	1
	日数	0	0	0	7	0	7
1月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
2月	人数	0	0	0	0	0	0
	日数	0	0	0	0	0	0
3月	人数	1	1	0	1	0	3
	日数	1	7	0	7	0	15